

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	中里 (中里町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中里町の農地利用は、中心経営体である集落法人、認定農家(2戸)、個人農家(4戸)が現状となっており、今後、中心経営体に集積が図られていくが、認定農業者においては面積拡大にも限度があり、後継者の確保が課題になっている。また、集積の中核となる法人においては、オペレーター、補助作業員等の高齢化や偏り等、次世代に繋がっていく対策が見いだせない現状があり、地域と一体となった次世代の育成が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心経営体である集落法人、認定農業者に集積を図り、連携を取りながら「中里農地は中里で守る」をモットーに進めていく。作物生産については、米、麦、大豆を中心に効率的な農業機械の導入やスマート農業等により質的向上と生産性の向上に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体への農地集積を促進しつつ、農業組合の転作3か年計画を受け農地集積95%、転作集団化100%を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体への集積を促進するため、また、農地の賃貸を明確にするため、出し手・受け手にかかわらず農地中間管理機構を通して集約化を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るため、割田等の畦畔ブロックを撤去し圃場の拡大を図る。また、用水路の老朽化による漏水対策などにより基盤整備を取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落法人の専従作業員の確保、中里農家の次世代に農耕用大型免許の取得促進やオペレーター出役促進を地域で育成する取組を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ドローンによる農薬散布(米・麦・大豆)や、JAのビーグル除草剤散布により省力化や人材不足対策に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②地域の特産物を段階的に有機農業に切り替えていく。
- ③ドローンによる農薬散布(米・麦・大豆)や、JAのビーグル除草剤散布に取り組む。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。